公立大学法人名古屋市立大学物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程

（趣旨）

第１条　この規程は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書（以下「改正協定」という。）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日欧協定」という。）その他の国際約束を実施するため、公立大学法人名古屋市立大学（以下「法人」という。）の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 物品等　動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第10号の２に規定するプログラムをいう。

(2) 特定役務　改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表５に掲げるサービス又は同附属書Ⅰ日本国の付表６に掲げる建設サービス（本規程において「建設工事」という。）に係る役務をいう。

(3) 調達契約　物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第 117 号）第２条第２項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。

(4) 一連の調達契約　特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

（適用範囲）

第３条　この規程は、法人の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、その期間の定めが12月を超える場合は予定賃借料の総額に見積残存価額（借り入れた物品等をその借入れの終了の時に買い入れるとした場合の予定価格）を加えて得た額又は特定役務の予定価格の総額とし、その他の場合は、１月当たりの予定賃借料又は特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。）が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。ただし、有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。

(1) 物品等の調達契約　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第 372 号。以下「政令」という。）第３条第１項に規定する総務大臣の定める額

(2) 特定役務のうち建設工事の調達契約　政令第３条第１項に規定する総務大臣の定める額

(3) 特定役務のうち建設のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約　政令第３条第１項に規定する総務大臣の定める額

(4) 特定役務のうち前２号以外の調達契約　政令第３条第１項に規定する総務大臣の定める額

２　前項の予定価格は、調達契約に関し単価についてその予定価格が定められる場合にあっては当該予定価格に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては当該一連の調達契

約により調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

（最低制限価格の規定の適用除外）

第４条　公立大学法人名古屋市立大学契約規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第78号。以下「契約規程」という。）第２条第４項及び第14条第３項（同規程第19条において準用する場合を含む。）の規定中最低制限価格に関する部分は、特定調達契約につき一般競争入札又は指名競争入札に付する場合においては、適用しない。

（参加者の資格）

第５条　契約規程第３条第１項又は第17条の規定により一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該資格の基本となるべき事項並びに当該資格を有するための申請の時期及び方法等について、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに公示、又は、常時公表しなければならない。

２　契約規程第３条第２項の規定にかかわらず、特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者につき、当該入札に参加する者の事業所の所在地に関する必要な資格を定めることができない。

（資格審査の申請等）

第６条　契約規程第３条第１項及び第17条に規定する資格を有しない者で特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者から申請を受けたときは、名古屋市の定める競争入札参加資格の審査に関する取扱いに準じて審査した後、これらの競争入札に参加する資格を有する者とすることができる。

２　前項に規定する競争入札参加資格の審査を受けようとする者には、競争入札参加資格審査申請書（様式第１。以下「申請書」という。）を提出させなければならない。

３　第１項の規定による審査により、資格を有する者とされた者については、契約規程第３条第１項及び第17条の資格を有する者とみなす。

４　前３項の規定により申請書を提出し、審査の結果、有資格者となった者の当該資格の有効期間は、資格を有するとした日の属する、公立大学法人名古屋市立大学会計規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第60号）に規

定する事業年度の末日までとする。

（一般競争入札の公示）

第７条　特定調達契約につき一般競争入札に付する場合においては、入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に、契約規程第８条第１項各号に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、急を要する場合にあっては、その期間を10日までに短縮することができる。

（一部改正　令和７年達第 101 号）

（指名競争入札の公示等）

第８条　特定調達契約につき指名競争入札に付する場合においては、前条に規定する公示の例に準じて、公示をしなければならない。

２　前項の規定により公示をするときは、契約規程第18条第２項に規定する基準に基づく指名競争入札において指名されるために必要な要件についても、公示をするものとする。

３　特定調達契約につき指名競争入札に付する場合においては、その指名する者に対し、前条に規定する公示の例に準じて、通知しなければならない。

（競争入札について公示をする事項）

第９条　第７条又は前条第１項の規定による公示において、当該公示に係る特定調達契約に関する事務を担当する課の名称及び契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次に掲げる事項を、英語により、記載するものとする。

(1) 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量

(2) 入札期日

(3) 公示に係る特定調達契約に関する事務を担当する課の名称

（公示に係る競争入札に参加しようとする者の取扱い）

第10条　特定調達契約につき、一般競争入札に付する場合において第７条の規定による公示をし、又は指名競争入札に付する場合において第８条第１項の規定による公示をした後、当該公示に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者から第６条第２項の規定により申請書の提出があったときは、速やかに審査を開始しなければならない。

２　前項の規定による審査を開始した場合において、開札の日時までに同項の

審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請書を提出した者に通知しなければならない。

3　特定調達契約に係る指名競争入札の場合においては、契約規程第17条に規定する資格を有すると認められた者のうちから、同規程第18条第２項の基準に基づき、第８条第２項に規定する当該入札において指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、同条第１項の規定により公示しなければならない事項を通知しなければならない。

4　第１項の規定により審査を開始した場合において、申請書を提出した者から入札書が同項の規定による審査の終了前に提出された場合は、その者が開札の時において、一般競争入札の場合にあっては契約規程第３条第１項に規定する資格を有する者と認められることを、指名競争入札の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として当該入札書を受理するものとする。

5　第１項の規定による審査の結果、契約規程第３条第１項又は第17条に規定する資格を有しないと認めた者から請求があったときは、当該資格を有しないと認めた理由を当該請求を行った者に書面により通知しなければならない。

（郵便による入札）

第11条　特定調達契約につき一般競争入札又は指名競争入札に付する場合においては、郵便による入札を禁止してはならない。

（入札説明書の交付）

第12条　特定調達契約につき一般競争入札又は指名競争入札に付するときは、これらの競争入札に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項について説明する文書を交付するものとする。

(1) 第７条又は第８条第１項の規定により公示をするものとされている事項

(2) 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細

(3) 開札に立ち会う者に関する事項

(4) 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(5) 契約の手続において使用する言語

(6) その他必要な事項

（落札者の決定等に関する通知）

第13条　特定調達契約につき一般競争入札又は指名競争入札により落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

（落札者等の公示）

第14条　特定調達契約につき、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、公示をしなければならない。

２　前項の公示においては、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

(2) 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(3) 落札者又は随意契約の相手方を決定した日

(4) 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

(5) 落札金額又は随意契約に係る契約金額

(6) 契約の相手方を決定した手続

(7) 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、第７条の規定による公示又は第８条第１項の規定による公示を行った日

(8) 随意契約による場合にはその理由

(9) その他必要な事項

（記録の作成及び保管）

第15条　特定調達契約につき、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、当該契約の内容等必要な記録を作成し、保管するものとする。

（適用除外及び例外）

第16条　協定、改正協定、日欧協定その他の国際約束に定める適用除外及び例外に該当する場合は、この規程を適用しないことができる。

附　則

1　この規程は、平成31年２月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

2　この規程は、この規程の施行日前において行われた公示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で施行日以後に締結されるものについては、適用しない。

附　則（令和７年公立大学法人名古屋市立大学達第 101 号）

1　この規程は、発布の日から施行し、令和７年４月１日（以下「適用日」という。）から適用する。

2　この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の規定は、この規程の適用日前において行われた公示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で適用日以後に締結されるものについては、適用しない。

附　則（令和７年公立大学法人名古屋市立大学達第 165 号）

（施行期日）

1　この規程は、令和７年10月１日から施行する。

２～42　（略）

（公立大学法人名古屋市立大学物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部改正）

43　公立大学法人名古屋市立大学物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第４号）の一部を次のように改める。

第９条各号列記以外の部分及び第３号、第12条第４号並びに第14条第２項第２号中「課室」を「課」に改める。

44～59　（略）

附　則（令和８年公立大学法人名古屋市立大学達第10号）

1　この規程は、令和８年４月１日から施行する。

2　この規程の施行の際現にこの規程による改正前の各規程の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規程による改正後の各規程の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3　この規程の施行の際現にこの規程による改正前の各規程の規定に基づいて

作成されている用紙は、この規程による改正後の各規程の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

様式第１（第６条関係）

工事請負	測量・設計	資材納入	物件の買入/借入	不用品の売払い	業務委託

年　　月　　日

（宛先）公立大学法人名古屋市立大学理事長

競争入札参加資格審査申請書

公的機関が発行する謄本及び証明書等は、申請書の提出日も含め３ヶ月以内に発行されたものを添付してください。

添付資料		
番号	書類名称	説明
1	申請書および申請書別紙	本書です。
2	登記簿謄本（抄本は不可）	法務局発行の全部事項証明書
3	市町村税について滞納のないことの証明書　または　納税証明書（法人市町村民税・固定資産税）を２年分	名古屋市に営業所を有する場合または納税義務を有する場合は、名古屋市市税事務所または各区役所発行の「滞納のない旨の証明書」、または、法人市町村民税及び固定資産税の納税証明書のそれぞれ直近２年分を提出。名古屋市に納税義務を有しない場合は、本店または主たる営業所所在地での上記証明書を提出。
4	納税証明書（消費税及び地方消費税【その３様式】）	所轄の税務署において発行する納税証明書（その３様式やその３の３様式等、未納がないことの証明に限る）。【その１様式】の証明書は不可。
5	印鑑証明書（コピー不可）	法務局の証明書（写しは認めませんので、原本を提出してください）
6	財務諸表	直近１年分の貸借対照表及び損益計算書
7	使用印鑑届	別紙の「使用印鑑届」

本受付審査に係るこの申請の内容及び添えて提出する書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと並びに受任者に委任する場合においては、公立大学法人名古屋市立大学を普通地方公共団体であると見なした場合に受任者が地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しないことを誓約したうえで、競争入札参加資格の審査を申請します。

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号または名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者役職名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請書別紙

■企業情報（本店）

郵便番号			
所在地			
フリガナ			
商号または名称			
代表者役職名			
代表者氏名			
事業者形態			
営業年数			
業種			
外資割合			
不動資産計			
流動資産計			
会社全体の売上高（直前第１年）			
総従業員数		左記のうち障害者数	
申請区分	工事請負　測量・設計　資材納入　物件の買入/借入　不用品の売払い　業務委託		

■受任者情報

郵便番号	
所在地	
商号または名称	
受任者役職名	
受任者氏名	

■問い合わせ先情報

担当部署・氏名	
E-mail	
TEL	
FAX	

（一部改正　令和８年達第 10 号）

別紙

使 用 印 鑑 届

年　　月　　日

（宛先）公立大学法人名古屋市立大学理事長

申請者（本店）
　所在地

　商号又は名称

　代表者役職氏名

受任者（支店等）
　所在地

　商号又は名称

　役職氏名

年度において次の事項に使用する印鑑は下記のとおりです。

１．見積書及び入札に関する事項
２．契約締結に関する事項
３．保証金に関する事項
４．代金の請求及び領収に関する事項
５．復代理人選任に関する事項

記

社印
（任意：社印を併用する場合は押印）

使用印
（必須：実印を使用する場合も押印）